

コンプライアンス体制について

「コンプライアンス」とは、「法令や社会規範などのルールを守る」という企業倫理を厳正に守るという意味です。地域社会からの信頼を営業基盤の根幹とする当金庫にとりまして、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、社会規範の遵守はもとより、モラルや遵法精神の一層の高揚を図らなければならないと考えております。

当金庫では、本部コンプライアンス室をコンプライアンス主管部署と定め、コンプライアンスに係る企画・立案・状況把握を行い、常勤役員、本部各部署の責任者で構成される「コンプライアンス委員会」で課題を検討のうえ、常務会、理事会上に報告、諮問する体制としております。また、全営業店・本部各部署にコンプライアンス担当者を配置する体制としており、毎年策定されるコンプライアンスプログラムに基づき、役職員のコンプライアンス研修を定期的に行うとともに、法令違反行為の報告・相談態勢を整備し、コンプライアンス体制の充実強化に努めております。



金融 ADR 制度への対応

<苦情处理措置>

当金庫は、お客さまからの古情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は10ページ参照)、またはお客さま相談室(電話:03-3719-0116)にお申し出ください。

＜紛争解決措置＞

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室」にお尋ねください。